

独立行政法人空港周辺整備機構 平成25年度計画

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けた平成25年4月1日から平成30年3月31日までの期間における機構の中期目標を達成するための計画に基づいた平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間における業務運営に関する計画を以下のとおり定めます。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(1) 業務の確実な実施

① 再開発整備事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

- イ 既存貸付物件の修繕や維持管理を適切に実施します。
- ロ 賃借人の経営状況を把握するなど、継続事業の着実な実施に努めます。

② 民家防音工事補助事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

- イ 関係自治体と緊密な連携をとり、広報誌等への事業案内の掲載やパンフレット等の配布により情報提供を行い、円滑な事業執行に努めます。
- ロ 事務処理の効率化等を図ります。

③ 移転補償事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

- イ 移転対象物件の照会や申請、境界画定、建物撤去等に至るまでの数々の相談に対し、申請者に対して懇切、丁寧な対応を行い、円滑な事業執行に努めます。
- ロ 事務処理の効率化等を図ります。

④ 緑地造成事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

- イ 買収済みの土地約0.4haについて造成・植栽を実施します。
- ロ 事務処理の効率化等を図ります。

(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

① 国及び関係自治体との連携

- イ 国・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」の開催や業務の調整及び意見交換のための会議の開催等を通じて、国及び関係自治体との十分な意思疎通を図ります。
- ロ 機構が行う周辺環境対策の見直し等にあたって、国との密接な連携のもと、関係自治体と十分な意思疎通を図ります。

② 広報活動の充実

- イ 事務・事業の運営の透明性を確保するため、ホームページにて、公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供及び毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などの公表を行います。
- ロ ホームページの内容について、利用者に分かりやすい表現を心がけ、常に最新の情報に更新します。
- ハ 関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行います。

③ 地域への啓発活動

- イ 周辺地域や教育機関等から環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応し、空港周辺環境対策の理解を深めていただくよう努めます。
- ロ 空港で開催されるイベントや「連絡協議会」等を活用して、積極的に啓発活動を行います。

④ 地域住民のニーズの把握

- 機構に寄せられた質問・意見について、整理・分析を行い、地域住民のニーズの把握に努めます。

2. 業務運営の効率化に関する年度計画

(1) 組織運営の効率化

- イ 事業三課体制を二課体制へ見直すために必要となる専門職種の有機的な連携及び組織の効率化の方策について検討を行います。
- ロ 管理要員の定員を見直すための方策について検討を行います。
- ハ 将来の事業見込み等にも留意しつつ、更なる組織運営の効率化の可能性について検討を行います。

(2) 人材の活用

- イ 出資者である国及び地方公共団体と綿密な人事調整を行い、事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材の確保に努めます。
- ロ 職員の能力開発を促進するため、外部講師等による研修を実施するとともに、外部研修等への参加を促進します。

(3) 経費の効率的な執行

① 事業費の抑制

- 事業費について、引き続き事業執行方法の効率的及び合理的な執行に努め、中期計画で定められた削減率の達成を目指します。

② 一般管理費の抑制

- 一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務の見直し及び簡素化を推進するなど業務運営の効率化を図ることにより、中期計画で定められた削減率の達成を目指します。

(4) 契約の見直し

契約については、引き続き「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を踏まえた取組を行い、競争性及び透明性の確保を図ります。

イ 随意契約については、平成22年5月に策定した「随意契約等見直し計画」に沿った取組を引き続き実施し、その取組状況を公表します。

ロ 一般競争入札等の競争性のある契約について、仕様書等の見直し・入札参加要件の緩和・入札結果の公表等を引き続き実施し、競争性・透明性が十分に確保されるよう努めます。

ハ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について重点的にチェックを受け、その結果を公表します。

(5) 適切な内部統制の実施

内部統制については、従前の取組を引き続き実施するとともに、次の取組について更に充実・強化を図ります。

イ 業務運営方針の明確化、役職員による共有を図ります。

ロ 定期的に業務実績や課題を整理し、改善を行います。

ハ 内部監査の実施による業務の改善及び機構内コミュニケーションの活性化等を図ります。

ニ 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進します。

3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画

予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定します。

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とします。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

該当ありません。

6. 剰余金の使途

固有事業（再開発整備事業）の業務運営に必要な経費に充てます。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当も含め役職員給与の在り方について検証した上で、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表します。

また、引き続き、国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準じて適正な運用に努めます。

(2) 騒音防止法第29条第1項に規定する積立金の使途（機構省令第3条）

騒音防止法第29条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第28条に規定する業務の運営の使途に充てます。

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	3,439
業務収入	630
補助金収入	268
受託金収入	2,456
負担金収入	84
長期借入金等収入	—
雑収入	2
繰越金受入	—
支出	3,426
福岡固有事業	491
受託事業	2,293
その他事業	255
人件費	301
一般管理費	85

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	3,399
経常費用	3,399
業務費用	3,009
固有事業	460
受託事業	2,293
その他事業	257
一般管理費	386
人件費	301
物件費	84
減価償却費	1
財務費用	4
雑損	—
臨時損失	0
収益の部	3,453
経常収益	3,453
業務収入	630
受託収入	2,456
補助金等収益	367
財務収益	1
雑益	0
臨時利益	—
純利益	54
目的積立金取崩額	—
総利益	54

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	3,971
業務活動による支出	3,348
投資活動による支出	—
財務活動による支出	108
翌年度への繰越金	515
資金収入	3,971
業務活動による収入	3,439
業務収入	630
受託金収入	2,456
その他の収入	354
投資活動による収入	0
財務活動による収入	—
前年度からの繰越金	531

※ 計数は単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しないことがある。